

# 公益社団法人愛知県園芸振興基金協会園芸種苗業務方法書

平成4年4月1日 制定

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 この業務方法書は、公益社団法人愛知県園芸振興基金協会定款（以下「定款」という。）に基づき、公益社団法人愛知県園芸振興基金協会（以下「協会」という。）が行う園芸振興のための園芸種苗供給業務（以下「種苗業務」という。）についての基本的事項を定めることを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 協会は、種苗業務の公共的重要性にかんがみ、県関係機関、農業団体等との緊密な連携並びに愛知県園芸種苗基核苗等生産配付要綱の規定のもとに種苗業務を効果的に運営するものとし、その実施については定款に定めるほか、この業務方法書に定めるところによるものとする。

(事業計画及び予算)

第3条 種苗業務の実施は、協会の事業計画及び予算に即して行うものとし、業務に要する経費は、種苗受託生産収入、種苗登録品種に係る許諾料収入、負担金及び分担金並びに補助金等の収入をもって充てる。

2 協会は、事業計画を作成するに当たっては事業を利用しようとする団体から種苗供給等の申込みを受け、それを基本にして事業計画を樹立するものとする。

(負担金及び分担金)

第4条 協会は、事業を利用しようとする団体に対し事業費の一部を負担金又は分担金として、理事会の承認を得て賦課し、徴収することができる。

## 第2章 業務内容

(種苗生産供給事業)

第5条 協会は、流動的な園芸種苗需要に対応するため、優良種苗を生産し、供給する。ただし、生産については、必要に応じ、その一部を優良種苗生産に適する施設と能力を有する者に委託することができる。

2 協会は、優良種苗の生産を行うため園芸種苗センターを設置する。

3 生産対象作物は、愛知県農業総合試験場（以下「試験場」という。）が育成開発した作物等のなかから理事会の承認を得て決定するとともに、試験場から基核苗等の配付を受けて増殖し、生産する。

4 園芸種苗センターで生産する優良種苗は原々種とし、農業団体等に有償譲渡したうえ、原則として関係の地域増殖施設等に配付し、増殖ののち農業者の利用に供するものとする。

5 配付種苗が種苗法登録品種であって登録者との契約に基づき許諾料の徴収及び納入が必要なものについては、協会は、その徴収及び納入の所要経費に相当する金額を限度として、会長がその都度定める手数料を徴収することができる。

(調査、指導事業等)

第6条 協会は、優良種苗の健全な増殖及び利用の増進を図るため、次の事業を実施することができる。

- (1) 委託生産施設、地域増殖施設の調査、指導及び種苗利用者の団体等との連絡調整
- (2) 農業者等に対する種苗に関する正しい知識の普及、推進
- (3) 前2号及び前条の改善のための新技術等の調査及び優良種苗の利活用

### 第3章 業務の運営

(幹事会)

第7条 協会は、業務の実施を円滑に進めるため、幹事会を設置することができる。

- 2 幹事は、会長が委嘱した者をもって構成する。
- 3 幹事会は、必要に応じて会長が招集し、議長は事務局長をもって充てる。
- 4 幹事会は、種苗に関する必要な事項を協議し、その結果を理事会で承認又は報告するものとする。
- 5 幹事会は、必要に応じて対象品目ごとの部会を設置することができるものとする。

(関係機関及び団体との連携)

第8条 事業の実施については、会員からの要請に応じて進めるものとし、必要に応じて前条の幹事会を活用するとともに、県関係機関及び農業団体等と連携して効果的に進めるものとする。

(業務委託)

第9条 協会は、第5条ただし書きのほか、必要に応じて理事会の議決を経て適当と認められる機関及び団体等にこの業務方法書による協会業務の一部を委託することができる。

(事故対策)

第10条 協会が販売する種苗の発芽不良、混種等の発生防止対策及び事故に伴う補てんについては、別に定める。

附則1

- 1 この業務方法書は、愛知県知事の承認のあった平成4年4月1日から制定する。

附則2

- 1 この業務方法書は、愛知県知事の承認のあった平成14年3月29日から適用する。

附則3

- 1 この業務方法書は、平成26年2月24日から適用する。